

記者発表(資料配布)				
月 日	担当課室名 係 名	電話番号	発表者名 (担当主幹)	その他発表・配布先
1月6日(月)	障害福祉課 障害政策班 (支援担当)	内線 3002 直通 078-362-9104	課長 石川 雅重 (主幹 大河内 良恭)	—

令和5年度兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等の公表について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）第20条及び同法施行規則第3条に基づき、令和5年度における兵庫県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等を公表します。

1 障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出受理件数等

受付年度	相談・通報・届出があった件数	虐待が認められた件数
5年度	251件	59件
【参考】4年度	174件	43件

2 虐待が認められた案件の概要及び採った措置の概要

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
1	共同生活援助	生活支援員	身体的 心理的	町による事実確認 文書・口頭で指導
2	共同生活援助	世話人	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
3	共同生活援助	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
4	障害者支援施設	相談支援専門員 管理者 生活支援員 サービス管理責任者	身体的 心理的 放棄・放置	県・市による事実確認 文書・口頭で指導
5	重度訪問介護	重度訪問介護従業者	放棄・放置	市による事実確認 文書・口頭で指導
6	共同生活援助	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
7	放課後等デイサービス	その他従事者	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
8	就労継続支援A型 就労継続支援B型	管理者	経済的	県・市・町による事実確認 指定の全部の効力の停止 6か月

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
9	共同生活援助	世話人	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
10	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
11	短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
12	共同生活援助	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
13	短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
14	放課後等デイサービス	児童指導員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
15	生活介護	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
16	療養介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
17	放課後等デイサービス	管理者	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
18	就労継続支援B型	職業指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
19	生活介護	指導員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
20	移動支援	その他従事者	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
21	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
22	短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
23	就労継続支援A型	管理者	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
24	短期入所	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
25	共同生活援助	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
26	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
27	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
28	就労継続支援B型	管理者	身体的 心理的	市による事実確認 障害者総合支援法に基づ く改善勧告
29	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
30	放課後等デイサービス	管理者	身体的	市による事実確認 児童福祉法に基づく改善 勧告
31	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
32	療養介護	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
33	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 障害者総合支援法に基づ く改善勧告
34	放課後等デイサービス	児童指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
35	放課後等デイサービス	児童発達支援管理責 任者	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
36	居宅介護	管理者	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
37	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
38	就労継続支援B型	サービス管理責任者	性的	市による事実確認 文書・口頭で指導
39	障害者支援施設	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
40	放課後等デイサービス	児童指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
41	生活介護	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
42	放課後等デイサービス	児童指導員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
43	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
44	就労継続支援B型	職業指導員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
45	生活介護	重度訪問介護従業者	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
46	放課後等デイサービス	児童指導員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
47	障害者支援施設	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
48	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
49	共同生活援助	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導

整理番号	施設等の種別	虐待を行った者の職種	虐待の種別	採った措置
50	就労継続支援A型	管理者	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
51	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
52	共同生活援助	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
53	共同生活援助	生活支援員	身体的 心理的	県・市による事実確認 指定の一部の効力の停止 6か月
54	障害者支援施設	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
55	短期入所	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
56	障害者支援施設	生活支援員	心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
57	共同生活援助	生活支援員	身体的 心理的	市による事実確認 文書・口頭で指導
58	障害者支援施設	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導
59	共同生活援助	生活支援員	身体的	市による事実確認 文書・口頭で指導

(参考)

令和5年度兵庫県内障害者虐待の状況について

1 障害者虐待防止法に基づく相談通報届出受理件数等

(単位：件)

類 型	相談通報届出件数		虐待が認められた件数	
	4年度	5年度	4年度	5年度
施設従事者等	174	251	43	59
養護者	513	536	120	88
使用者*	24	39	5	13
合 計	711	826	168	160

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありと兵庫労働局長に報告した件数

2 施設従事者等虐待において虐待が認められた案件の概要

(単位：件、%)

5年度	障害種別					計*	虐待種別					計*
	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	不明		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄放置	経済的虐待	
件数	12	52	6	4	1	75	42	1	27	2	1	73
構成比	16.0	69.3	8.0	5.3	1.3	100.0	57.5	1.4	37.0	2.7	1.4	100.0

4年度	障害種別				計*	虐待種別					計*
	身体障害	知的障害	精神障害	不明		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	
件数	9	36	5	3	53	20	4	26	2	1	53
構成比	17.0	67.9	9.4	5.7	100.0	37.7	7.5	49.1	3.8	1.9	100.0

※複数の区分に該当するものがあるため、合計数は一致しない。

〔関連法令〕

◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）

（公表）

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

◎ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（抄）

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種